

陳 情 書

1 要旨

狛江市において、地方自治法第 99 条に基づき、6 月 15 日に国会で成立した「テロ等準備罪」法（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律）の廃止を求める意見書を採択し、国会に提出してください。

2 理由

テロ等準備罪（以下「共謀罪」といいます）は、以下のとおり憲法に違反し、日本を監視社会化して国民を萎縮させ、自由を奪うものです。

「共謀罪」は、犯罪についての計画・話合いの段階でこれを犯罪として、内心を処罰の対象とするものです。これは、思想・良心の自由を保障した憲法 19 条に反します。

国民には、生命・自由が保障されています（憲法 13 条）。国家による刑罰は、この国民の生命・自由を直接的に奪うものですから、本来謙抑的に行使されなければなりません。これは近代刑法の大原則です。

しかし「共謀罪」は、計画・話合いをただで犯罪が成立し、実際のその犯罪行為に出なくても「準備行為」があったとみなされれば処罰の対象となります。これは極めて広範な国民の行為が捜査・刑罰の対象となることを意味します。政府は「準備行為」を処罰の条件として対象を限定したといいますが、行為そのものとしてはまったく危険性のない預金を下ろす行為や電車に乗る行為などの日常的な行為までもが、捜査機関の判断次第で「資金の準備」や犯罪の「下見」としての準備行為とみなされる可能性があるのが「共謀罪」法です。「準備行為」という条件には意味がありません。

また、政府は「一般市民は対象にならない」といいますが、安倍首相は「まさにそもそもの目的が正常な目的だったとしても、その段階で一変しているわけでありまして、一変している以上、これは組織的犯罪集団であると認めるのは当然のこと」とのべています。この答弁からは、一般市民でも「一変」

したと判断されれば、「共謀罪」の対象とみなされることが明白です。そして、「一変」したかどうかは捜査機関が判断するわけですから、一般市民は対象にならないという政府の言い分には何の根拠もありません。

計画があったかどうか、つまり話し合ったかどうか「共謀罪」成立の判断基準ですから、情報収集目的で市民の生活が捜査機関により監視される危険性が高まることは明らかです。盗聴・監視カメラなどの捜査手法が広範に用いられたり、メール、LINE、ツイッターなどのコミュニケーションツールが監視の対象になったりする危険性が否定できません。

政府はテロ犯罪抑止のために「共謀罪」の成立が必要だといいますが、日本は、テロ犯罪防止のための国連の主要な 13 条約すべてを批准しています。また、国内法としても、既に重大な犯罪については予備・共謀罪があるなど、重大な組織犯罪、テロ犯罪は未遂以前の段階で概ね処罰可能なのです。テロ犯罪抑止のためという政府の主張は成り立ちません。

以上の通り、「共謀罪」法は必要性がないだけでなく、広範な市民の日常生活が監視の対象となり、これにより国民に萎縮効果が生まれ、もの言えない社会になってしまうことは明らかです。

国連のプライバシー権に関する報告者ジョゼフ・ケナタッチ氏からも、「共謀罪」について、テロと無関係の犯罪が対象とされていること、組織的犯罪集団の定義があいまいであること、「計画」と「準備行為」の明確な定義もないこと、計画等を立証するためには事前の監視が必要であり、プライバシー侵害の懸念があることなど多くの問題点が指摘された書簡が安倍首相あてに送られています。

また、国内でも少なくとも全国で 57 の地方議会が「共謀罪」に反対、あるいは慎重な審議を求める意見書を国に送っています。

狛江市議会におかれましては、地方自治法第 99 条に基づき、「共謀罪」法を廃止する意見書を採択し、国会に提出されたく、陳情致します。